

委員会活動報告

本会議で付託された議案等について、**総務委員会・産業建設委員会・教育厚生委員会・予算審査特別委員会**を開き、審査等を行いましたので、その概要をお知らせします。
なお、各議案の内容（ピックアップ）については、一部掲載です。

総務委員会

審査件数9件

●第4号 島原市税条例等の一部を改正する条例【可決】

pick up
・個人市民税の非課税措置の範囲の見直し
・軽自動車税に環境性能割を導入

Q 環境性能割とは何か。

A 消費税増税に合わせて自動車取得税に替わり環境性能割が導入された。

●第5号 島原市行政財産使用料条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
10月からの
行政財産の使用に係る使用料の税率
8% ↓ 10%

Q 2%の引き上げで増収額は。
A 有明庁舎と有明福祉センターで、年額約10万円の増収となる。

●第6号 島原市営墓地条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
10月からの
管理料
(1区画につき年額)
1,080円 ↓ 1,100円

Q 借地の市営墓地はあるのか。

A 市営墓地については、島原地区に5カ所、有明地区に20カ所あり、借地の市営墓地はない。

●第7号 島原市有明福祉センター条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
10月からの
浴場使用料
(市内大人1回)
310円 ↓ 320円

●第40号 半島振興対策実施地域における島原市固定資産税の不均一課税に関する条例【可決】

pick up
不均一課税率
初年度 現行税率の10分の1
2年度 現行税率の4分の1
3年度 現行税率の2分の1

Q 県内他市の状況はどうか。

A 本市と同じように制定したのが、佐世保市、平戸市、松浦市、雲仙

市、南島原市であり、長崎市は3年間の課税免除としている。

●第41号 島原市犯罪被害者等支援条例【可決】

pick up
主な支援内容
遺族見舞金30万円
傷害見舞金10万円

Q 見舞金の申請手続きは市がするのか。警察がするのか。

A 基本的には当初から犯罪関係には警察で携われるので、犯罪被害者に対する給付制度については警察から紹介があると考えられる。

●第42号 島原市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
婚姻等により氏(姓)が変更になった場合、旧氏(姓)又は旧氏名でも印鑑登録が可能

Q 男性も養子縁組等で苗字が変わることがある。そのような場合は。

A 男女関係なく戸籍上に旧氏がある場合は、それを選ぶことも可能。

●第43号 島原市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
10月からの
ごみ処理手数料
(1号容器50リットル)
22円 ↓ 23円



ゴミ袋【右から1号、2号、3号】

●請願第1号 国に対し「2019年10月からの消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める請願【不採択】

Q 3月定例会で提出された請願と同じ内容か。消費税率の引き上げに反対なのか。

A 今回の趣旨には内閣府発表の3月景気動向指数の基調判断の記述があり、前回とは若干違っている。10%増税は明らかに間違っていると判断している。(紹介議員答弁)

産業建設委員会

審査件数16件

第8号議案から第20号議案については、消費税法等の一部改正に伴い所要の整備を図るため条例を改正しようとするものであり、関連があるため一括して審査をしております。

●第8号 島原市勤労者会館条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
10月からの
大ホール使用料
(一般使用1時間)
480 円
↓
490 円



勤労者会館【大ホール】

●第9号 島原市有明農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
10月からの
バレーボールコート
使用料(1時間1面)
330 円
↓
340 円

●第10号 島原市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
10月からの
会議室使用料
(1時間)
380 円
↓
390 円

●第11号 島原市有明農林漁業体験実習施設条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
10月からの
多目的ホール使用料
(市内1時間)
300 円
↓
310 円

●第12号 島原市漁港管理条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
10月からの
漁港施設使用料、
土砂採取料の税率
8 %
↓
10 %

●第13号 島原城条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
10月からの
天守閣等入館料
(大人1人1回)
540 円
↓
550 円



島原城天守閣 (キャッスルモンスター)

●第14号 島原温泉ゆとろぎの湯の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
10月からの
温浴施設の使用料
(一般)
520 円
↓
530 円

●第15号 島原市鯉の泳ぐまち及び浜の川湧水観光交流施設条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
10月からの
四明荘入場料
(大人1人1回)
300 円
↓
310 円



湧水庭園「四明荘」

●第16号 島原市有明の森フラワー公園条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
10月からの
使用料(行商その他
これに類するもの・
1日につき)
260 円
↓
270 円



仁田コミュニティプラント

pick up
10月からの
コミュニティ・
プラント使用料に
係る税率
8%
↓
10%

●第18号 島原市コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例【可決】の一部を改正する条例【可決】

pick up
10月からの
道路占用料に係る
税率
8%
↓
10%

●第17号 島原市道路占用料条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
10月からの
使用料（行商その他
これに類するもの・
1日につき）
260円
↓
270円

●第20号 島原市都市公園条例の一部を改正する条例【可決】



島原港ターミナルビル

pick up
10月からの
会議室使用料
（一時間につき）
430円
↓
440円

●第19号 島原市島原港ターミナルビル条例の一部を改正する条例【可決】

【一括質疑】

Q 指定管理料については、消費税増税分はどうなるのか。

A 消費税が10月から増額になることを見込んだ所での指定管理料である。

Q 使用料の端数は切り上げか。切り下げか。

A 現行の使用料を1・08で割り戻し、消費税10%の1・1をかけ、10円未満は四捨五入をした。

●第44号 島原市森林環境譲与税基金条例【可決】

pick up
国から市へ譲与される森林環境譲与税を基金に積み立て、森林の整備等に使用する。

Q 具体的な内容は。

A 森林資源の適切な管理を進めるために、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設された。森林環境税については令和6年度から課税されるが、森林環境譲与税については、課題等に早急に取り組むため、本年度より国から市へ譲与される。

●第45号 島原市温泉給湯条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
工事分担金（給湯加入金に名称変更）及び使用料の見直し、未納に対する供給停止処分の追加

Q 温泉使用料を期限内に納付しないときはどれくらいか。現在、未納のところも供給停止になるのか。

A 停止までの期間は3カ月と考えている。現在、3件の滞納があるが、2件は既に給湯を行っていない。1件は引き続き給湯をしているが、随時納入もされている。

Q 工事分担金の額の見直し、給湯加入金とわかりやすい名称への変更であるが、見直したからには利用者を増やす努力、滞納事業者を出さない努力をしなければならぬと思うが。

A 加入促進に向けた環境整備に努め、引き込みが可能な事業所等にもPR、促進を図っていきたい。

●第46号 島原市手数料条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額の改定及び手数料に係る消費税率の改定

教育厚生委員会

審査件数20件

第21号議案から第39号議案については、消費税法等の一部改正に伴い所要の整備を図るため条例を改正しようとするものであり、関連があるため一括して審査をしております。

●第21号 島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
10月からの
各公民館調理研究室
使用料（1時間）
380 円
↓
390 円

●第22号 島原図書館設置条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
10月からの
視聴覚ホール使用料
（1時間）
380 円
↓
390 円

●第23号 島原文化会館条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
10月からの
大ホールのホール
使用料（1時間）
4,890 円
↓
4,980 円

●第24号 島原市有明総合文化会館条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
10月からの
大ホール使用料
（1時間）
3,090 円
↓
3,150 円



有明総合文化会館【大ホール】

●第25号 島原復興アリーナ条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
10月からの
メインアリーナ使用
料（一般1時間）
2,790 円
↓
2,840 円

●第26号 島原市営平成町多目的広場条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
10月からの
芝生サッカーコート
1面使用料
（一般1時間）
1,230 円
↓
1,250 円

●第27号 島原市営平成町人工芝グラウンド条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
10月からの
サッカーコート1面
使用料（一般1時間）
1,540 円
↓
1,570 円

●第28号 島原市霊丘公園体育館・弓道場条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
10月からの
体育館全面使用料
（一般1時間）
1,560 円
↓
1,590 円

●第29号 島原市立有馬武道館条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
10月からの
専用使用での使用料
（一般1時間1面
につき）
810 円
↓
830 円

●第30号 島原市立温水プール条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
10月からの
専用使用での使用料
（一般1時間
1コースにつき）
630 円
↓
640 円



温水プール

●第31号 島原市有明プール条例の一部を改正する条例【可決】

pick up
10月からの
専用使用での使用料
（一般1時間
大プール1コース）
630 円
↓
640 円

●第32号 島原市営球場条例の一部を改正する条例【可決】

pick up	
10月からの 一般野球場使用料 (1時間)	260 円 ↓ 270 円

●第33号 島原市営庭球場条例の一部を改正する条例【可決】

pick up	
10月からの 使用料(一般1時間 1コートにつき)	250 円 ↓ 260 円

●第34号 島原市営運動広場条例の一部を改正する条例【可決】

pick up	
10月からの その他の催し物での 使用料(1時間)	480 円 ↓ 490 円

●第35号 島原市営陸上競技場条例の一部を改正する条例【可決】

pick up	
10月からの 専用使用での使用料 (一般1時間)	3,240 円 ↓ 3,300 円

●第36号 島原市立屋内相撲場条例の一部を改正する条例【可決】

pick up	
10月からの 専用使用での使用料 (一般1時間)	320 円 ↓ 330 円



屋内相撲場

●第37号 島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例【可決】

pick up	
10月からの 霊丘公園運動広場 夜間照明施設使用料 (30分)	960 円 ↓ 980 円

●第38号 島原市有明体育施設条例の一部を改正する条例【可決】

pick up	
10月からの 有明体育場体育館使 用料(一般1時間1 コートにつき)	330 円 ↓ 340 円

●第39号 島原市立れいなん会館条例の一部を改正する条例【可決】

pick up	
10月からの 会議室使用料 (1時間)	390 円 ↓ 400 円



れいなん会館

【一括質疑】

Q 公民館の空調設備の電気料は。

A 実費を基準に、教育委員会が定めた額を徴収する。

Q 利用者数が減少しないか心配だ。

A 平成29年に使用料等の改定を行っているが、例えば、霊丘体育館と有馬武道館の利用者数の状況は。

A 大きな大会が入れば利用者数は変わってくる。相対的に見ると、利用者数はそれほど変わっていない。

●第47号 島原市手話言語条例【可決】

pick up	
手話に対する理解を広げ、互いに地域で支え合い、安心して暮らすことができる共生社会を目指すため、条例を制定する。	

Q 手話言語条例の制定について、他の市の状況はどうか。

A 現在、県内では6市、3町、全国的には26の道府県、248の市町村で、制定、施行されている。

Q 市の窓口到手話ができる方をどの程度配置しようと思っているのか。

A 手話通訳等の資格を持った方が配置できるよう努力していきたい。

予算審査特別委員会

審査件数1件

審査に当たっては、まず常任委員会を単位とする各所管の分科会からの審査報告を行い、その後、総括質疑を行いました。

●第48号 平成31年度（令和元年）度）島原市一般会計補正予算（第1号）【可決】

予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3882万3千円を追加し、予算の総額を239億6182万3千円とするもの。



予算審査特別委員会審査の様子

pick up

犯罪被害者等支援事業	40万円
プレミアム付商品券事業	7533万3千円
放課後児童健全育成事業所整備補助金	2237万円
未婚のひとり親家庭臨時特別給付金	72万1千円
農村地域防災減災事業	210万円
森林環境譲与税基金積立金	229万7千円
社会資本整備総合交付金事業（無電柱化）	1060万2千円
市設置型浄化槽整備事業	500万円
コミュニティ助成事業	1250万円
三会原第4地区発掘調査事業	750万円

Q 犯罪被害者等見舞金40万円についての想定件数は。

A 遺族見舞金、傷害見舞金のそれぞれ1件ずつを想定している。

Q プレミアム付商品券の対象者は。

A 低所得者が1万人、子育て世帯分は1350人を想定している。

Q 放課後児童健全育成事業所整備補助金の内容は。

A 認定こども園の放課後児童クラブを行う施設を新たに整備し、定員を38名から58名へ増やす事業への補助金であり、国が2分の1、県が8分の1、市が8分の1、施設が4分の1を負担する。土地取得については、補助対象外である。

Q 農村地域防災減災事業について、ため池の調査後、どのようなことを行うのか。

A 防災重点ため池のマップや浸水想定区域図等を本年度中に作成し、来年度の5月を目途に住民への周知、ホームページへの掲載等を行う予定である。

Q 森林環境譲与税基金積立金について、譲与金の利用計画はあるのか。

A 地域林政アドバイザーの活用や森林所有者の意向調査、また市へ経営管理を委託された森林の間伐などを考えているが、本年度は初年度であることから、モデル地区を設定して行う予定である。

Q 無電柱化支援事業補助金について、財源の割合はどうなっているのか。

A 電線管理者が負担する地上機器や電線などの財産を除く分について、国が3分の1、市が3分の1、電線管理者が3分の1である。

Q 市設置型浄化槽整備事業について、市設置型を指定する地域は。

A 市全域を考えているが、個人設置型の合併浄化槽を設置できないところや、住宅が密集しているところを想定される。

Q コミュニティ助成事業の内容は。

A 北浦町内会公民館にコミュニティ活動用品の整備費に180万円、七万石を踊る会の子供用衣装の購入費に220万円を計上している。

Q 体育施設管理運営経費の機械器具費の内容は。

A 三会ふれあい運動広場の運動場に設置している遊具が老朽化し危険であるため、新設の予算を計上している。

Q 三会原第4地区発掘調査事業について、遺跡が出てきた場合は工事が止まるということか。

A ほ場整備の水路工事部分の300平方メートルの発掘調査を行う予定である。遺跡が出てきた場合は、遺構を記録保存した後、工事に入ることができる。

